

社会福祉法人杉樹会 評議員・役員報酬基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人杉樹会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本基準でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 法人の職員を兼務する役員は、法人の職員としての業務を除く職務に限り、この基準を適用することができる。

附 則

この基準は、平成 29 年 6 月 26 日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事会出席報酬（日額）	8, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
評議員会出席報酬（日額）	8, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円

別表 2

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理事長業務報酬等（日額）	2 5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
常務理事業務報酬等（日額）	2 5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
理事及び評議員業務報酬等（日額）	2 0, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
監事監査指導報酬等（日額）	2 5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円

別表 3

報酬額（日額）	旅 費	宿泊費	その他
1 0, 0 0 0 円	実 費	実 費	実 費